

ひだまり便り

第49号〈平成27年3月号〉
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地

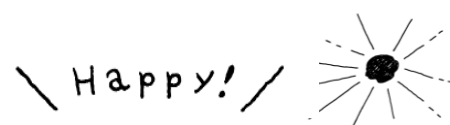
TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

今年も国内外で厳しい話題が続き日々のニュースから目が離せず、怒ったり嘆いたり忙しい毎日です。自然現象よりも人の起こす残酷さに限りない闇を感じてしまいます。



■ 第9回成年後見セミナー

「意思決定支援とどうつきあうか」を開催しました ■

新年恒例のセミナーを今年は2月8日に開催しました。NPO法人PACガーディアンズ名川勝理事長を講師にお迎えし、長沼原勤労市民プラザで午前10時～12時の間、約50名の参加者にて実施しました。



今回のテーマは、私たち親が何気なくあまり深く考えずに行っている、子どもの意思決定についてでした。これまでは親の立場から良かれと思判断し、代行決定しているのが実態ではないでしょうか。名川講師のお話は改めて子どもの意思決定をどのように考えるか、これからどのように行うのが望ましいのか、既に実行しているという方も含め、これからの判断の一助になったことと思います。

日本は昨年1月に140番目の批准国として国連の障害者権利条約を締結しましたが、その理念は“どんなに重度の障害者にも意思がある”ことを前提としています。

我が国の成年後見制度の後見類型では本人の意思を確認することなく後見人が代行決定することができますが、このことが条約違反にあたることとして見直しの論議が行われています。

障害の重い人の意思や考え・気持ちをどのように聞き出すかが支援者に問われる一方、障害の軽い人でも本当はどうしたいのかを知るのは簡単ではありません。また、本人の意思をそのまま尊重することが本人にとって好ましくない場合もあります。

「意思決定支援」は簡単なようで、考えれば考えるほど難しい問題ですが、代行決定しがちの親にとって、傾聴すべきキーワードがありました。『保護から一歩踏み出そう。』

障害福祉サービスに関わる事業所の支援員も、利用者の意思決定に関わる機会が多いでしょうが、どのようにして意思決定支援を行うのかを再考することで支援の質が重みを増してくるでしょう。



■ 町内自治会の合同防災訓練に参加して ■

2月初旬に稲毛区消防局及び地区消防団の支援の下、山王町を中心とする近隣町内自治会防災会が集まり合同防災訓練が行われました。訓練場所は父の樹園もジョギングに使う山王ふれあい公園で、私も自治会役員の一員として参加しました。

当日は消火器の实地噴射、バケツリレーでの初期消火、電話での緊急災害連絡、煙ハウス内での退避動作、AED取扱いなどの訓練があり、頭では分かっているつもりでしたが改めて体を動かし取り組むことで良い経験になりました。

特にAED取扱いは近年その重要さが取り上げられていますが、案外使える人は少ないようで、今回も多く訓練参加者の中で実際に操作できた人は少なく、大多数は見ているだけだったのは少し残念でした。

AEDは心臓発作への有効な手段として社会的理解が深まり、公共の場への設置が増えています。この医療機器は様々な原因で心臓けいれんを起こした人に対し、その人の心臓のリズムを自動で測定・解析を行い、必要に応じ除細動を与え血液を正常に送り出せるようにするもので、だれでも使えるよう音声による案内が同時に行われます。

注) AED (Automated External Defibrillator、自動体外式除細動器) の略称。

メープルリーフでは支援員全員が取扱い講習を受けています。



■ ひだまりの条例指定NPO→認定NPO法人化への動き ■

ひだまり便り 47号で触れていますが、NPO法人の条例指定制度を簡単におさらいします。千葉市がひだまりを条例指定NPO法人に指定すると、ひだまりへ寄付をした人は寄付金のうち2千円を超える金額の6%が個人市民税から税額控除される制度です。

条例指定NPO法人となった上で、さらに国から認可される認定NPO法人になることにより、所得税や個人住民税などの税制上の優遇措置を受けられます。

ひだまりとしてはご寄付くださる方々が税制上の優遇措置を受けられ、法人としても社会的な信用度が高まることから条例指定NPO法人の申請をすることにいたしました。

審査の流れは以下ようになります。

「NPOひだまりからの申請」⇒「千葉市長（市民自治推進部担当）による審査・指定条例案の議会提出」⇒「市議会環境経済委員会での審議・議決」⇒「市議会本会議での審議・議決」⇒「指定NPO法人」⇒「認定NPO法人」



ひだまりの申請を受けて市民自治推進部による現場実態確認が平成26年11月5日にひだまり事務所で行われ、その後の審査を経て27年2月26日の環境経済委員会で全会一致可決されました。これで3月5日の市議会本会議で承認可決される見通しです。

条例指定NPO法人となりましたら、平成26年度内での認定NPO法人の認可をめざして手続きを進めることといたします。